

様式第26号（第17条関係）

（表）

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名

次のとおり診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を設置するので、医療法施行規則第28条第1項の規定により届け出ます。

病院又は 診療所	名称		電話 番号	
	所在地			
使用を 予定する 診療用 放射性 同位 元素等	種類			
	形状			
	年間使用予定数量			
	最大貯蔵予定数量			
	1日最大使用 予定数量			
	3月間最大 使用予定数量			
診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を使用する医師又は歯科医師の氏名等	氏名	職種	放射線診療に関する経歴	
予定使用開始時期				

(裏)

添付書類

- 1 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室等の平面図
- 2 省令第24条第8号ハ(1)から(4)に掲げる目的で診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備える場合にあつては、同条同号ハ(1)から(4)に該当することを確認できる書面
- 3 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を製造する目的でサイクロトロン装置を設置する場合にあつては、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I法」という。）第3条第2項に規定する申請書の写し
- 4 省令第28号第1項第4号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る放射線障害の防止に関する予防措置を講じていることを証する書類
- 5 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師のうち少なくとも1名が次に掲げる全ての項目に該当する事実を証する書類
 - (1) 当該病院又は診療所の常勤職員であること
 - (2) 陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること
 - (3) 核医学診断の経験を3年以上有していること
 - (4) 放射線関係学会等団体が主催する医療放射線の安全管理に関する研修であつて概ね次に掲げる内容を含む講義又は実習を内容とする研修を修了していること
 - ア 陽電子断層撮影診療に係る施設の概要に関する事項
 - イ サイクロトロン装置の原理と安全管理に関する事項
 - ウ FDG製剤（放射性2-deoxy-2-[F-18]fluoro-D-glucose製剤）等の陽電子断層撮影用放射性同位元素の製造方法、精度管理及び安全管理に関する事項
 - エ 陽電子断層撮影診療の測定原理に関する事項
 - オ 陽電子断層撮影装置の性能点検と校正に関する事項
 - カ FDG製剤等を用いた陽電子断層撮影診療の臨床使用に関するガイドラインに関する事項
 - キ 放射線の安全管理、放射性同位元素の取扱い及び陽電子断層撮影診療に関わる医療従事者の被曝管理に関する事項
 - ク 医療法、R I法等の放射線の安全管理に関する各種法令及び放射線の安全管理に係る関係府省庁の通知等に関する事項